

川崎市高津区公告第26号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年3月19日

川崎市高津区長 高橋 友弘

年 度	科 目	期 別	滞 納 処 分 に 着 手 し 得 る 日	件 数 ・ 備 考
令 和 6 年 度	国 民 健 康 保 険 料	第 7 期 分	令 和 7 年 4 月 1 日 （ 第 7 期 分 ）	計 13 件
令 和 6 年 度	国 民 健 康 保 険 料	第 8 期 分	令 和 7 年 4 月 1 日 （ 第 8 期 分 ）	計 14 件
令 和 6 年 度	国 民 健 康 保 険 料	第 9 期 分	令 和 7 年 4 月 1 日 （ 第 9 期 分 ）	計 41 件

別紙省略